園内車両整理業務（B）実施要領

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）が発注し（以下「乙」という。）が請ける園内車両整理業務（B）に適用する。

1　実施日

令和8年5月3日から5月6日までの4日間

2　実施時間

8:30から16:30までの8時間

3　実施場所

北海道子どもの国園路及び駐車場

4　特記事項及び人員配置

業務内容は、別紙1園内車両整理業務共通特記事項に示す一般共通事項と警備員番号④から⑦までの業務とし、その警備員の配置場所は別紙1図に示す④から⑦までの場所とする。

5　実施報告

別紙2「実施結果報告書」により業務実施日ごとに報告すること。

6　業務の中止

甲は、天候等の理由により業務を中止することができるものとし、中止の場合の通知方法等は次のとおりとする。

（1）業務を1日間中止する場合は、甲は乙に対して、中止する日の前日の午後3時までにその旨を通知するものとする。

（2）実施時間の途中に業務を中止する場合は、甲は乙の現場責任者にその旨を通知するものとする。

（3）（1）により業務を中止した場合は、請負代金の支払いは無いものとし、（2）により中止した場合は、警備業務費と交通費を合わせた1日分の請負代金を支払う。

7　その他

（1）乙は、業務の中止などの連絡調整に当たる担当者を定め、その担当者の氏名並びに連絡先を甲へ提出すること。

（2）この要領及び別紙特記事項に定めのない事態が発生した場合は、甲乙双方協議の上決定する。

園内車両整理業務共通特記事項

別紙1

1　一般共通事項

(1) 歩行者の安全確保を最優先的に配慮し、通行する車両を誘導すること。

(2) 原則として、車両通行止め区間に、一般の車両を通行させないこと。

(3) 駐車場内の整理は行わないが、満車になった場合は、車両の進入を禁止すること。

(4) 南駐車場の大型車駐車帯に普通車を駐車させる場合は、間隔に注意すること。

(5) 駐車場が満車になった場合の駐車方法を指示すること。(北口園路の路側帯への縦列駐車)

(6) 配置する警備員には無線器を携帯させ、警備員間の連携を図ること。

2　警備員配置と業務内容

(1) 警備員の配置は、別紙1図のとおりとする。

(2) 業務内容詳細(期間中共通)

① 警備員①は、北口から進入する車両を駐車場へ誘導し、北駐車場が満車になったときは、北口園路の路側帯へ縦列で駐車するよう口頭で伝えること。

② 警備員②は、北駐車場入口付近の車両を整理し、同駐車場が満車になった場合、北口園路の路側帯へ駐車するよう伝えること。

また、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあっては、普段は通行止め区間である旨伝えること。

ア　子どもの国の管理車両が通行する場合

イ　子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合

ウ　南口方向へ移動を希望する車両が通行する場合

エ　警備員④の方向から移動する車両が向かって来た場合

オ　緊急車両が通行する場合

③ 警備員③は、北口園路の路側帯へ駐車する車両に対し、縦列で、かつ、車両と車両との間隔に配慮し駐車するよう伝えること。なお、その際、対面交差の支障となるような位置に駐車しないよう伝えること。

④ 警備員④は、次の場合には車両通行止めゲートを開閉し、車両を通行させること。ただし、公園利用者でない者の車両を通行させる場合にあっては、普段は通行止め区間である旨伝えること。

ア　子どもの国の管理車両が通行する場合

イ　子どもの国の関係業者(自動販売機設置業者、設備維持管理業者等)の車両が通行する場合

ウ　北口方向へ移動を希望する車両が通行する場合

エ　警備員②の方向から移動する車両が向かって来た場合

オ　緊急車両が通行する場合

⑤ 警備員④から⑦までは、南駐車場の一方通行帯を逆進させないこと。

特に警備員⑤については、ハイウェイオアシス館職員及び荷役等の関係者、並びに障がい者が同乗していない車両を交通ターミナル方向へ侵入させないこと。

⑥ 警備員⑥は南駐車場が満車となった場合、臨時駐車場となる公園北口へ向かうよう指示すること。

別紙１図

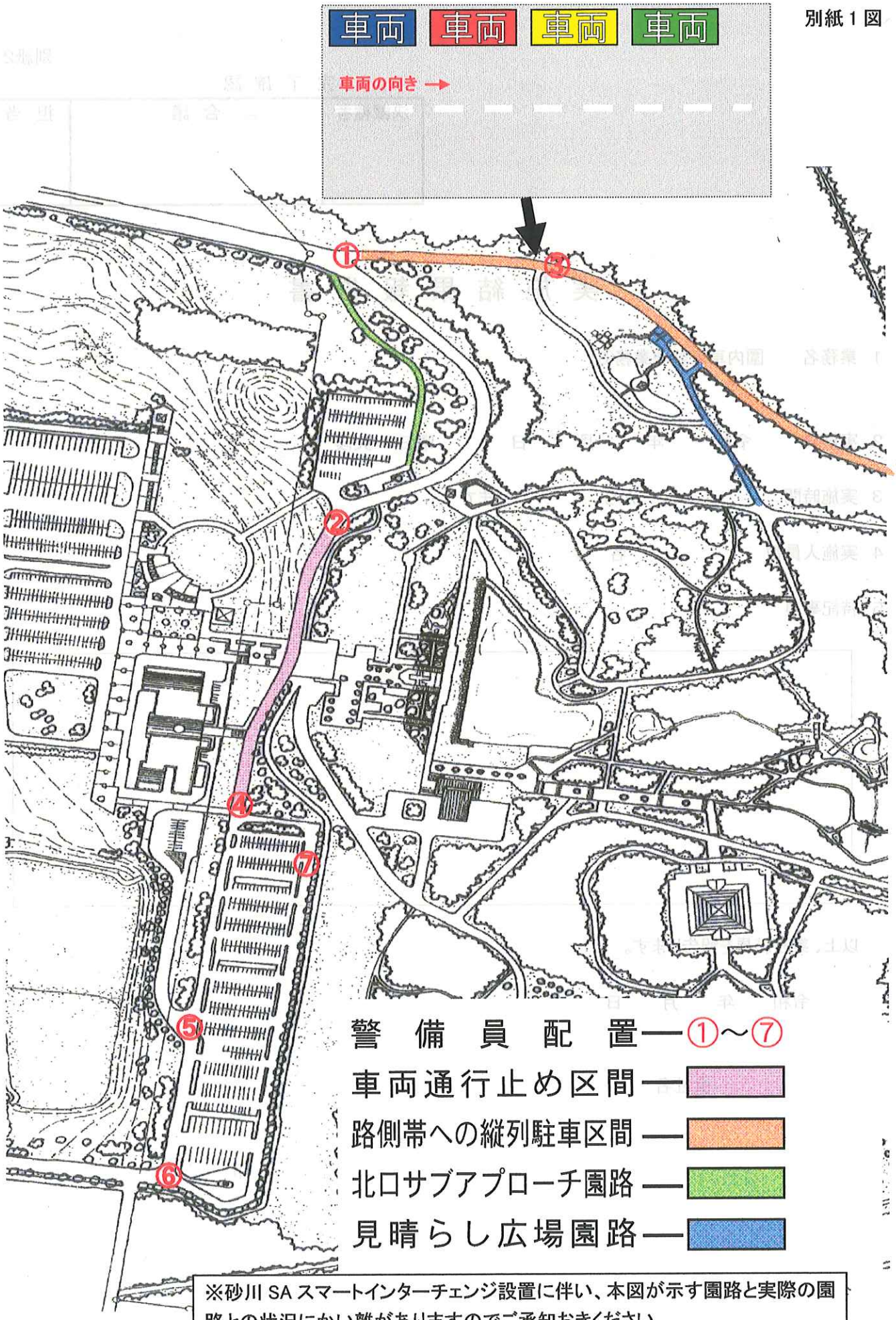

※砂川 SA スマートインターチェンジ設置に伴い、本図が示す園路と実際の園路との状況にかい離がありますのでご承知おきください。

別紙2

完 了 確 認

決裁権者	合 議	担 当

実 施 結 果 報 告 書

1 業務名　　園内車両整理業務(B)

2 実施日　　令和　　年　　月　　日　　曜日　天候

3 実施時間　　:　　から　　:　　まで

4 実施人員数　　名

5 特記事項

以上、業務結果を報告します。

令和　　年　　月　　日

会社名

印

請　　書

1 契約事項　園内車両整理業務(ウィンターフェスティバル対策)

2 請負代金　金　　円 (うち消費税及び地方消費税の額 金　　円)

次の条件で、一般財団法人北海道子どもの国協会の指示どおり履行することをお請けします。

(1) 履行期日　令和9年2月1日
(2) 業務場所　北海道子どもの国内
(3) 業務内容　別紙園内車両整理業務実施要領のとおり。
(4) 代金の支払　業務実施後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。
(5) 履行遅滞　請負代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2．5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。

(6) 解　　除　契約の条項に違反した場合又は契約を履行する見込みがないと認められた場合は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、請負人は、解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとし、かつ、請負予定代金の100分の10に相当する額の賠償金を支払うものとする。

令和　　年　　月　　日

住 所
請負人
氏 名　　印

一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長 善岡雅文　様

園内車両整理業務(ウィンターフェスティバル対策)実施要領

この要領は、一般財団法人北海道子どもの国協会(以下「甲」という。)が発注し　　(以下「乙」という。)が請ける園内車両整理業務(ウィンターフェスティバル対策)に適用する。

1　実施日
　令和9年2月1日

2　実施時間
　9:00から15:00までの6時間

3　実施場所
　北海道子どもの国園路及び駐車場

4　特記事項及び人員配置
　別紙1特記事項並びに警備員配置図に示すとおりとする。

5　実施報告
　別紙2「実施結果報告書」により業務実施日ごとに報告すること。

6　業務の中止
　甲は、天候等の理由により業務を中止することができるものとし、中止の場合の通知方法等は次のとおりとする。
(1)　業務を1日間中止する場合は、甲は乙に対して、中止する日の前日の午後3時までにその旨を通知するものとする。
(2)　実施時間の途中に業務を中止する場合は、甲は乙の現場責任者にその旨を通知するものとする。
(3)　(1)により業務を中止した場合は、請負代金の支払いは無いものとし、(2)により中止した場合は、業務実績が、始業時から3時間未満の場合は警備業務費の半日分、3時間をこえる場合は、1日分の請負代金を支払う。

7　その他
(1)　乙は、業務の中止などの連絡調整に当たる担当者を定め、その担当者の氏名並びに連絡先を甲へ提出すること。
(2)　この要領及び別紙特記事項に定めのない事態が発生した場合は、甲乙双方協議の上決定する。

園内車両整理業務特記事項

別紙1

1　一般共通事項

(1)　歩行者の安全確保を最優先的に配慮し、通行する車両を誘導すること。

(2)　原則として、車両進入禁止区間に一般利用者の車両を進入させないこと。

(3)　南口駐車場内の整理を行い、一つの区域が満車になった場合は、順次隣の区域へ誘導すること。

(4)　全ての駐車場区域が満車になった場合、空きスペースが確認されるまで待機するよう指示すること。

(5)　配置する警備員には無線器を携帯させ、警備員間の連携を図ること。

2　警備員配置と業務内容

(1)　警備員の配置は、別紙1－①図のとおりとする。

(2)　業務内容詳細

①　警備員①は、南口方向から進入してきた車両を駐車場へ誘導し、一般の車両(「車イス」表示の車両を除く。)を交通ターミナルへ進入させないこと。

②　警備員②は、一般の車両をイベント会場方向へ進入させないこと。

③　警備員③は、南口駐車場内における車両の整理を行うこと。なお、常に空きスペースの確認を行い、一般車両のスムーズな誘導に努めること。

④　イベントの各コーナー開催場所は概ね別紙1－②図のとおりであり、利用からの問い合わせに対応できるよう準備すること。

ウィンターフェスティバル警備員配置図

別紙 1-①図

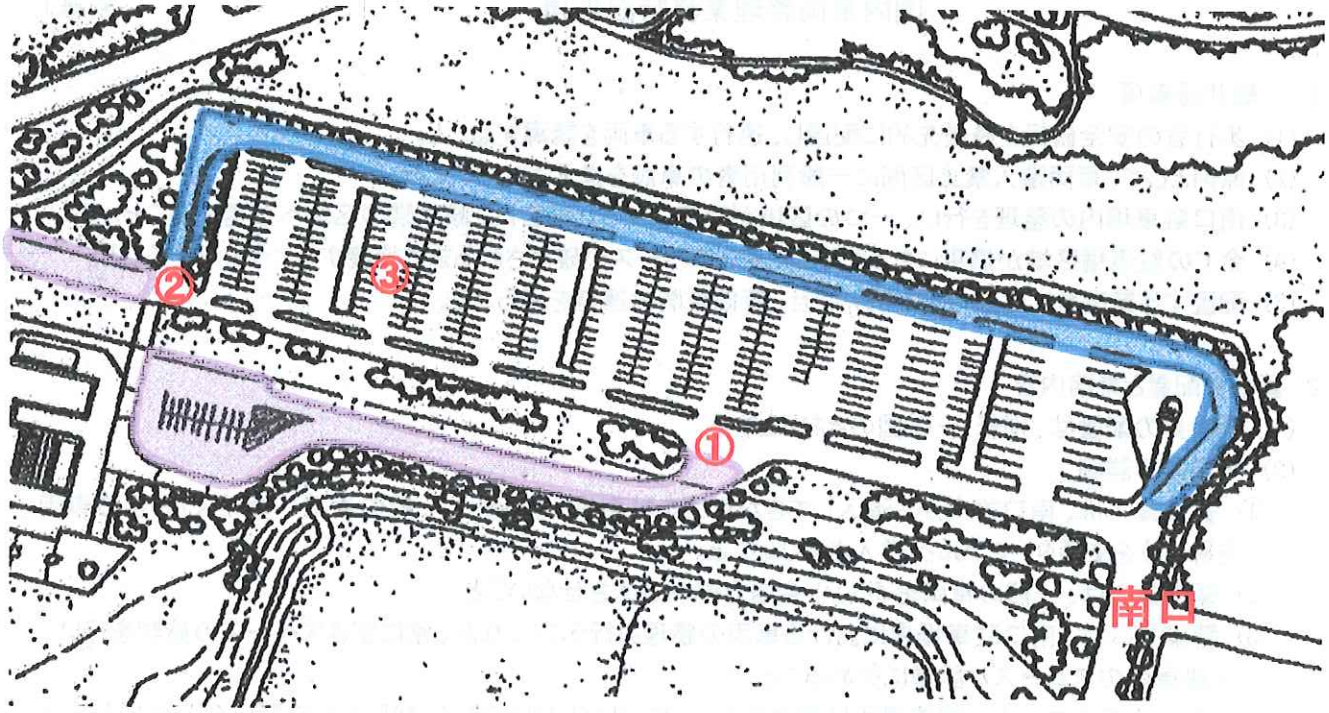

※ スマートIC 開通のため
現状と図とに相違があります。

警　備　員　配　置　①～③

車両進入禁止区間 ——

南口駐車場使用（通行）不能区域 ——

別紙 1-②図

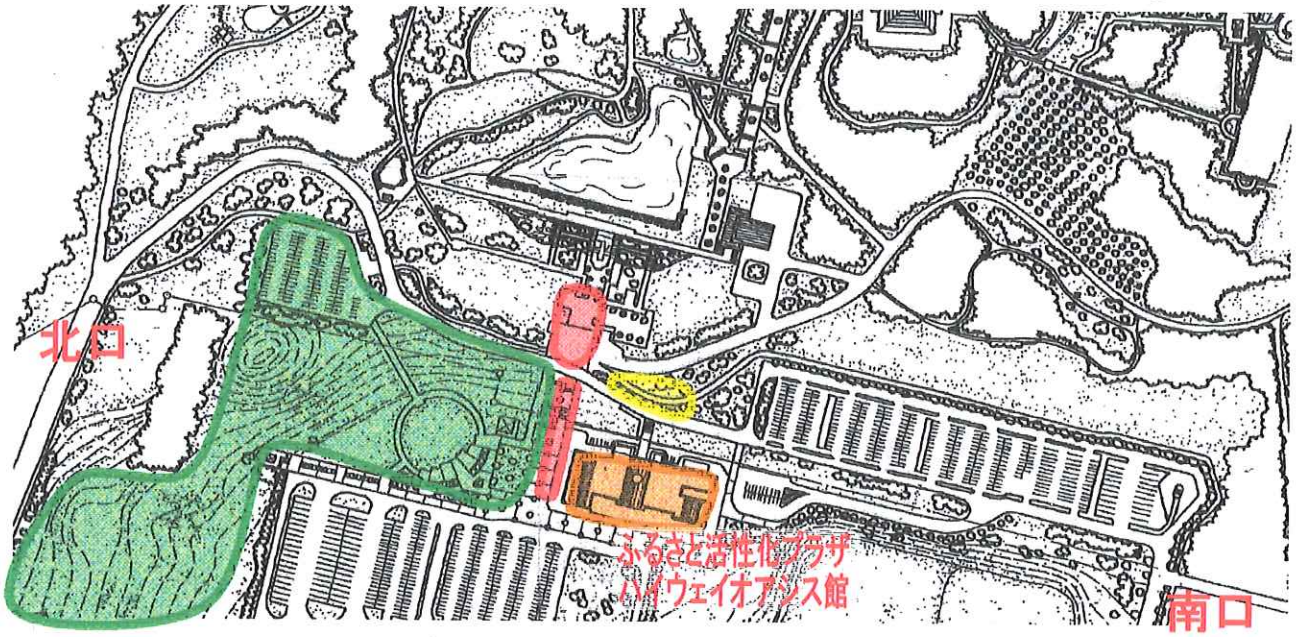

スノーラフティングコーナー　　すべり台コーナー

屋内遊具ひろば・ふわふわ遊具・ワークショップ会場

雪遊びコーナー　（※もちまき会場）

別紙

完了確認		
決裁権者	合　議	担　当

実施結果報告書

1　業務名　　園内車両整理業務（ウィンターフェスティバル対策）

2　実施日　　令和　　年　　月　　日　　曜日　天候

3　実施時間　　：　　から　　：　　まで

4　実施人員数　　名

5　特記事項

以上、業務結果を報告します。

令和　　年　　月　　日

会社名

印

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第１条　甲は、水遊び施設保守業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）
第２条　乙は、別紙の水遊び施設保守業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。
２　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第３条　委託期間は、令和８年５月18日から令和８年９月30日までとする。

（委託料）
第４条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）を業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。
２　第２条第１項に定める要領以外に調整等を行う場合は、甲が別途手数料を乙に支払うものとする。

（委託料の請求及び支払い）
第５条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。
２　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。
４　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）
第６条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）
第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）
第８条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（従業員等）
第９条　乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2 乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

（報告義務）

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第11条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2 甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。

4 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第5条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第14条 第 12 条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 12 条第 2 項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。

3 第 12 条第 3 項又は同条第 5 項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。(不正行為に伴う賠償金)

(不正行為に伴う賠償金)

第15条 乙は、この契約に関して、第 12 条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前 2 項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第18条　この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長　善　岡　雅　文

乙

別紙

委託料業務内訳

（円）

業務区分	金額
シーズン開始時点検	
シーズン中間点検	
シーズン終了時点検	
池床面・ポンプピット清掃　1回	
池床面・ポンプピット清掃　2回	
計	

上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

水遊び施設保守業務実施要領

1　この要領は、一般財団法人　北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）が委託し、（以下「乙」という。）が請ける水遊び施設保守業務に適用する。

2　業務対象施設名称及び位置
（1）　施設名称　　北海道子どもの国水遊び施設
（2）　施設位置　　別紙図面参照

3　業務内容
（1）　施設保守
保守時期及び内容は次のとおりとし、各時期の期間内において必要な調整等を行うこと。
①　シーズン開始前（業務開始日～５月３１日）
循環ポンプ、濾過機、動力制御盤、各種バルブ等設備の点検及び調整を行うこと。なお、池の循環水が午前10時から午後4時まで自動的に流れるよう、また、池に溜まる水量及び噴出する水高が適度になるよう調整すること。
②　シーズン中間（７月中旬）
循環ポンプ、濾過機、動力制御盤、各種バルブ等設備の点検及び調整を行うこと。
③　シーズン終了後（９月１０日～９月３０日）
ア　ポンプピット内及び濾過機等の循環水を抜き、循環ポンプの越冬作業を行うこと。
イ　動力制御盤、濾過機、各種バルブ等の点検及び調整を行うこと。

（2）　水遊び施設の池及びポンプピット内清掃
水遊び施設の池の床面、噴水ノズルピット、並びにポンプピット内清掃の内容は次のとおりとし、甲の指示があったときに清掃を実施すること。なお、清掃の回数は最大２回までとするが、状況により2回目の実施を行わないこともあり得る。
①　清掃内容
ア　水遊び施設床面及びポンプピット内の清掃にあたっては、制御機器を一度停止し高圧噴射（洗浄）器を使用し清掃すること。
イ　清掃の際は、汚水をポンプピット内に残さないよう努めること。
ウ　清掃終了後は、制御機器等が確実に作動するよう調整すること。
②　使用機材
ア　清掃に必要な機材は全て乙が用意し、毎回運搬し園内に常設してはならない。
イ　機材の規格及び数量は次のとおりとする。

機　材　等　名	数　量	規　　格
高圧噴射（洗浄）器	1基	21ℓ/min　50kgf/cm2 程度（200Vでも可）エンジン式
運　搬　車　両	1台	ライトバン　又は　1tトラック程度

4　報　告
（1）　シーズン開始前、中間、終了後の各点検実施後は、別紙様式１により甲に報告すること。
（2）　床等の清掃実施後は、清掃中状況を撮影した写真を添付し、別紙様式２により報告すること。
（3）　各業務中に施設の異常や故障を認めた場合は、すみやかに甲に報告し、その都度甲と協議するものとする。その際、部品交換等に係る費用は、甲の負担とする。

別　紙

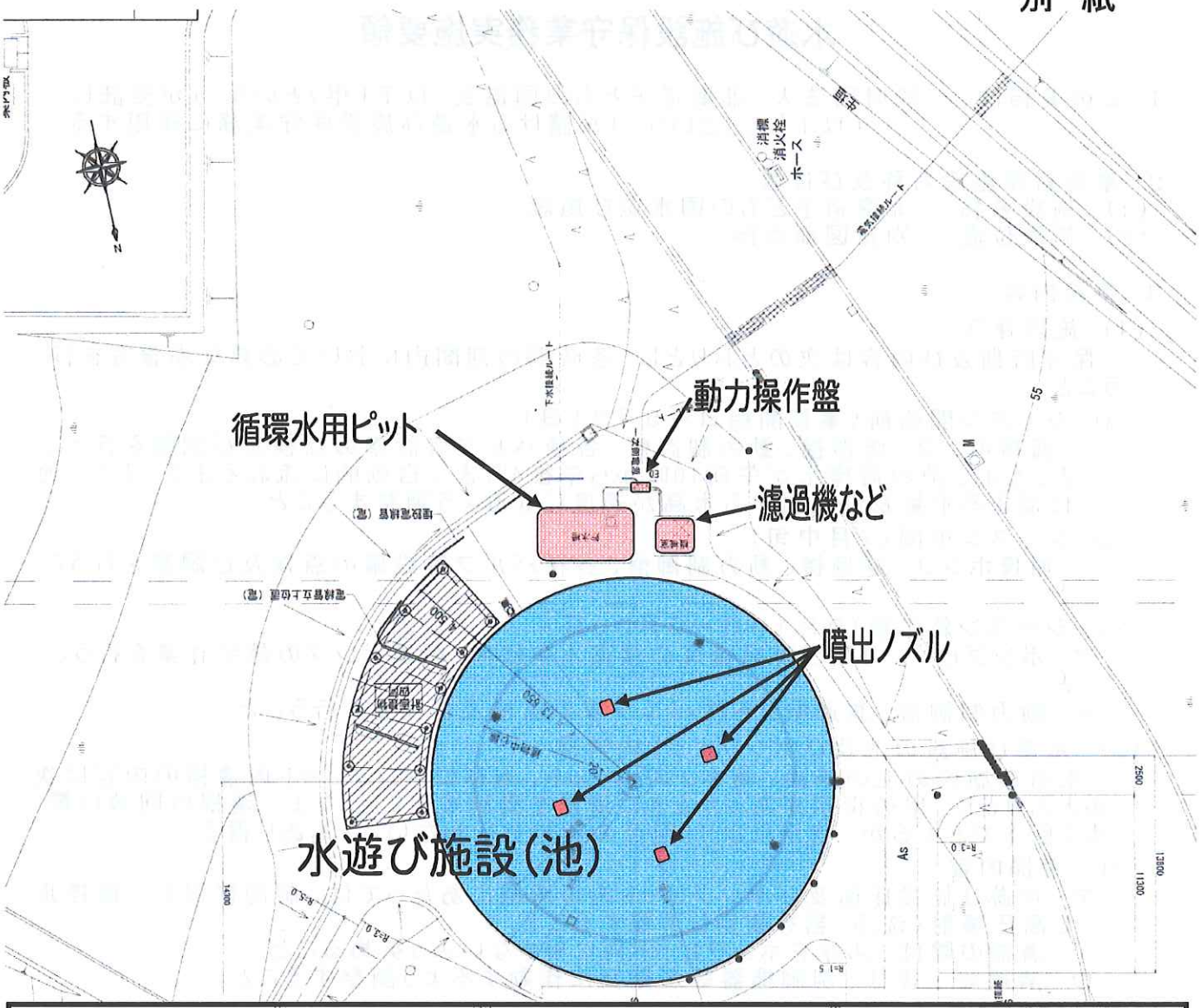

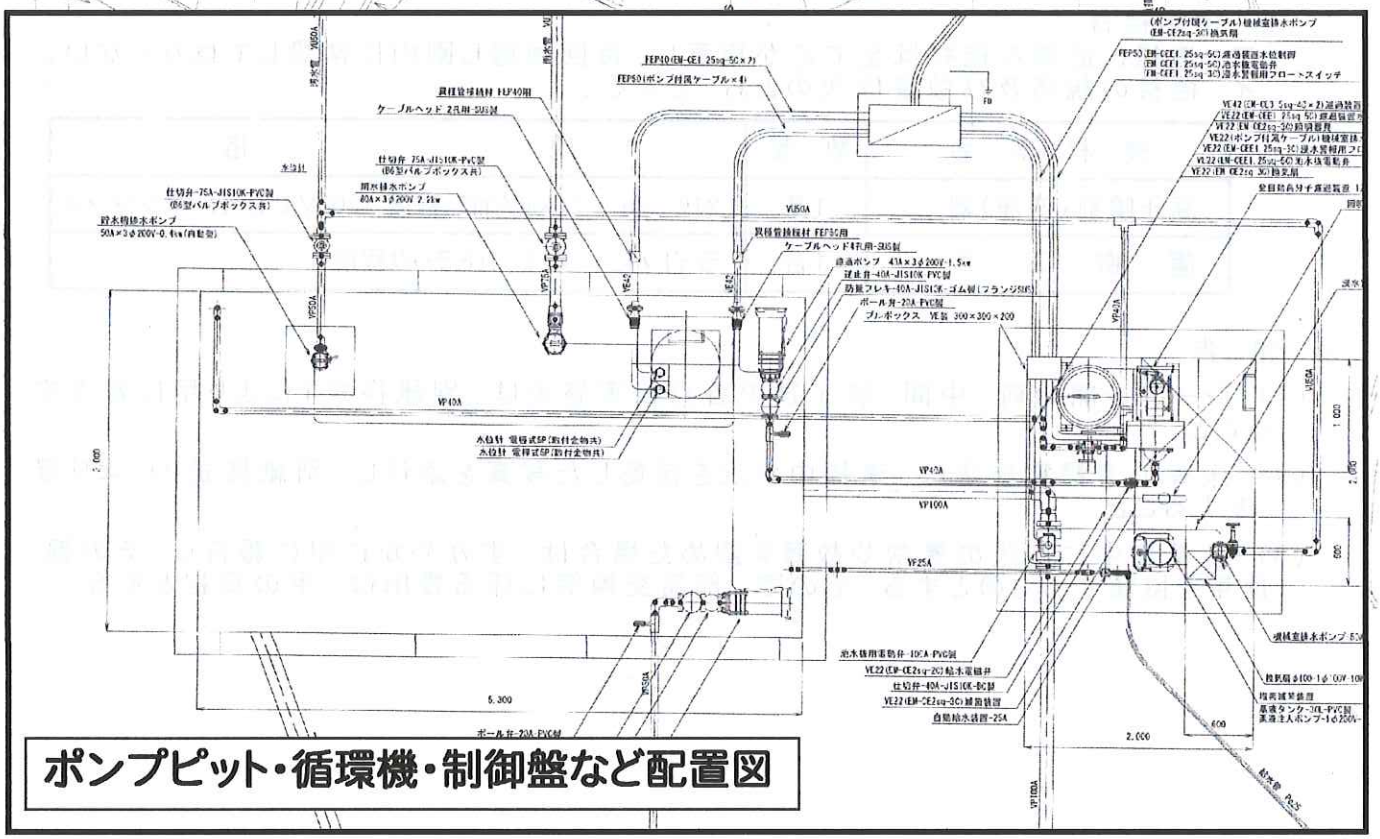

ポンプピット・循環機・制御盤など配置図

水遊び施設保守業務点検表　　別紙様式1その1

測定記録

名称:水景操作盤	製造会社:札幌制御システム㈱

漏電ブレーカー

部品番号	名　称	定格電流(A)	テストボタン		備　考
MCCB 1	主幹	50AF/50AT	良	否	
ELCB 1	噴水ポンプ	30AF/20AT	良	否	
ELCB 2	機械室排水ポンプ	30AF/15AT	良	否	
ELCB 3	貯水槽排水ポンプ	30AF/15AT	良	否	
ELCB 4	雨水排水ポンプ	30AF/20AT	良	否	
MCCB 5	濾過装置	30AF/20AT	良	否	
MCCB 6	主幹	50AF/30AT	良	否	
MCCB 61	機械室器具	30AF/10AT	良	否	
MCCB CN	コンセント	30AF/15AT	良	否	

運転タイマー設定時間

	1回路(水張)	2回路(噴水)					
ON							
OFF							

動作チェック	判　定		備　考
噴水ポンプ渇水停止	良	否	
噴水ポンプ復帰	良	否	
補給水ON	良	否	
補給水OFF	良	否	
雨水排水ポンプ運転	良	否	
雨水排水ポンプ停止	良	否	
水張運転(噴水ポンプ運転・電動ボール弁「閉」)	良	否	
循環運転(噴水ポンプ運転・電動ボール弁「開」)	良	否	

備　考

測定記録

名称:濾過装置操作盤	製造会社:明和工産㈱
形式:MBF-1ARU型	

ブレーカー

部品番号	名　　称	定格電流(A)	テストボタン		備　　考
ELB 1	主幹	30AF/15AT	良	否	

備 考

動作チェック	判　　定		備　　考
運転信号で停止	良	否	
運転信号で運転	良	否	
塩素滅菌装置連動	良	否	
濾過工程	良	否	
逆洗工程	良	否	
	良	否	
	良	否	

備 考

点検記録

ポ ン プ

名　称:噴水ポンプ		製造会社:新明和工業㈱		
形　式:TB502		容　量:50A×3φ200V-1.5kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流　8.7 A 測定電流　　A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	

備　考

ポ ン プ

名　称:濾過ポンプ		製造会社:新明和工業㈱		
形　式:TB402		容　量:40A×3φ200V-1.5kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流　8.7 A 測定電流　　A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	

備　考

点検記録

ポ ン プ

名　称:貯水槽排水ポンプ		製造会社:㈱川本製作所		
形　式:WUO3-505-0.4TLG		容　量:50A×3φ200V-0.4kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流　2.6 A 測定電流　　A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	

備 考

ポ ン プ

名　称:貯水槽雨水ポンプ		製造会社:㈱川本製作所		
形　式:WUO3-655/805-2.2		容　量:80A×3φ200V-2.2kW		
点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流 10.5 A 測定電流　　A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	

備 考

点検記録

ポ ン プ

名　称:機械室排水ポンプ	製造会社:㈱川本製作所
形　式:WUO3-505-0.4TLG	容　量:50A×3φ200V-0.4kW

点検項目	判定基準	判定		備考
電流測定	定格電流値以下であること	良	否	定格電流　2.6 A 測定電流　　A
絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
振動チェック	異常振動の有無	良	否	
異音チェック	異常音の有無	良	否	
漏水チェック	ポンプ廻りの配管からの漏水の有無	良	否	

備 考

点検記録

濾過器　高分子濾過機	製造会社:㈱かわがらす
形式:MBF-1ARU型	処理水量:12m³/h

点検項目	判定基準		判定		備考
濾過器本体	外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
	漏水チェック	各接続部からの漏水の有無	良	否	
	濾材	つまり、汚れの有無	良	否	
	エアー抜き弁	動作確認	良	否	
	電動五方弁	動作確認	良	否	
ブロワー 東浜工業㈱ SD-200s型	電流測定	定格電力値以下なこと	良	否	定格電流　2.0　A 測定電流　　A
	絶縁抵抗測定	1MΩ以上あること	良	否	測定値
	ギヤオイル	量、汚れ具合	良	否	
	騒音	異常音がないこと	良	否	
	振動	異常振動がないこと	良	否	
	Vベルト	張り状態、亀裂の有無	良	否	
滅菌機 タクミナ製 CLPW-30- ATCF-HWJ型	外観チェック	傷、へこみ等の有無	良	否	
	漏水チェック	各接続部からの漏水の有無	良	否	
	電流測定	定格電力値以下なこと	良	否	定格電流　0.1　A 測定電流　　A

備　考

別紙様式２

水遊び施設清掃完了報告書

清掃実施日	年　　月　　日　　曜日
作業時間	時　　分　～　　時　　分
池床面の状況	良　好　・　不　良
ポンプピット状況	良　好　・　不　良
循環水の状況	良　好　・　不　良
濾過器の状況	良　好　・　不　良
備　考	特記事項

上記のとおり清掃を実施しましたので報告します。

年　　月　　日

会社名　　印

委 託 契 約 書

一般財団法人北海道子どもの国協会（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、樹木管理業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条　甲は、樹木管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条　乙は、別紙の樹木管理業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2　乙は、前項の要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条　委託期間は、令和8年5月18日から令和8年6月30日までとする。

（委託料）

第4条　甲は、委託業務に対する委託料として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額金　　円）を乙に対し業務実績に応じて支払うものとし、その内訳は別紙のとおりとする。

（委託料の請求及び支払い）

第5条　乙は、要領に規定する報告書を提出した後、速やかに当該月の業務実績に応じた委託料の請求を行うものとする。

2　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を支払わなければならない。

4　委託料の支払い場所は、一般財団法人北海道子どもの国協会出納員の勤務の場所とする。

（契約保証金）

第6条　契約保証金は、免除する。

（再委託等の禁止）

第7条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条　甲は、乙の、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（従業員等）

第9条　乙は、委託業務を処理するために従業員を使用するときは、主任者を定め、当該主任者をして委託業務の処理について監督させなければならない。

2　乙は、前項の従業員を使用するとき及び主任者を定めたときは、速やかに、その氏名、年齢及び住所を甲に通知しなければならない。従業員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

（報告義務）

第10条　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1)　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2)　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3)　委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過及び結果等を報告するものとする。

（調査等）

第11条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれか該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。

(2)　正当な理由なしに甲との協議に従わないとき。

(3)　その他その責めに帰すべき理由により、この契約に違反したとき。

2　甲は、甲と北海道とが北海道公の施設に係る指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に基づく「北海道子どもの国の管理に関する協定」を解除された場合は、この契約を解除できる。

3　甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に、通知しなければならない。

4　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を業務実績に応じ、第5条第2項の規定により、乙に支払うものとする。

5　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（甲の契約解除権）

第13条　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決（同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、該当審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(2)　乙が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続きの開始を請求しなかったとき。

(3) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。
(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が受託者に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)
第14条 第 12 条第 1 項の規定により契約を解除されたときは、乙は、第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
2 乙は、第 12 条第 2 項の規定により契約を解除された場合に生ずる一切の損害の賠償を請求しないものとする。
3 第 12 条第 3 項又は同条第 5 項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
5 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
6 委託業務に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為に伴う賠償金)
第15条 乙は、この契約に関して、第 13 条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として第 4 条に規定する委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合において、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りではない。

2　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料総額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
3　前 2 項の規定は、この契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（秘密の保持）
第16条　乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）
第17条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第18条　この契約において定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を作成し、甲が保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　一般財団法人 北海道子どもの国協会
理 事 長　　善 岡 雅 文

乙

別　紙

委託料業務別内訳

業　務　区　分	金　額（円）	実施月日
ブンゲンストーヒ　1回目		
ブンゲンストーヒ　2回目		
イチイ（円錐）　1回目		
イチイ（円錐）　2回目		
トチの木　1回目		
トチの木　2回目		
フジの木　1回目		
フジの木　2回目		
シダレ桜　1回目		
シダレ桜　2回目		
計		

※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

共 通 仕 様 書

1 適　用

(1) この仕様書は、北海道子どもの国が発注する維持管理業務に適用する。

(2) この仕様書に記載されていない事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

(3) 設計図書（仕様書を含む以下同じ）に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用 語 の 定 義

(1) 業務担当員とは、発注者から業務施工の監督権限を行使するものとして、請負業者に通知した者をいう。

(2) 指示とは、業務担当員が請負業者に対し、書面で示し実施させることをいう。

(3) 承諾とは、請負業者が業務担当員に報告し、業務担当員が事前に了解することをいう。

(4) 協議とは、業務担当員と請負業者が対等の立場で合議することをいう。

3 業 務 工 程 表

(1) 請負業者は、あらかじめ業務実施に必要な工程(施工順序及び方法又は材料、主要機械の搬入配置計画等）を作成し、業務担当員に提出して承諾を得なければならない。

(2) 工程表の様式は業務内容に応じた方式とする。

(3) 業務担当員が特に指示した事項については、さらに詳細な施工計画を提出しなければならない。

(4) 業務に変更が生じたときは、その都度修正のうえ業務担当員に提出して承諾を得なければならない。

4 交通事故と労働災害の防止

(1) 請負者は、委託業務の遂行に当たり、交通事故と労働災害の防止に努めるものとする。

5 業 務 完 了 の 確 認

(1) 請負業者は、別に定める実施要領により委託業務を行い、その記録を業務旬報、業務写真にし、業務担当員に提出するものとする。

(2) 請負業者は、業務の完了時に(数回に分かれる業務はその都度)社内検査等により業務終了の確認を行い、その結果を業務担当員に必要書類(完成届、写真等)をもって提出し、承認を得るものとする。

6 その他

委託契約書第7条第1項ただし書きにより再委託等の承諾を得ようとするときは、その委託する業者の所在地、代表者名、資本金、受注実績(受注先、受注金額)、従業員数、再委託の業務に係る主な設備等の概要を添えて承諾の申請をすること。

◎ 業 務 記 録 写 真 撮 影 要 綱

適　　用

撮影は発注者が指定する箇所及び当然記録に残す必要があると思われる箇所について行わなければならない。

撮 影 方 法

1 撮影位置等の表示

(1) 写真には業務名、撮影場所、業種を明記した黒板を入れて行うこと。
(2) 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の工作物等を背景に入れること。
(3) 位置の確認を容易にするため、一枚の写真では位置が不明となる場合は、複数枚を貼り合わせること。

2 そ の 他

(1) 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。
(2) 撮影は同一方向に一定してとること。
(3) 撮影は各業種について、業務前、作業状況、完成後について行うものとする。
(4) 必要に応じて、遠方とアップを撮影すること。

整　理　編　集

1 写 真 の 大 き さ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

2 写 真 帳 の 大 き さ

写真帳の大きさは、原則としてA－4判を標準とする。

3 写 真 等 の 整 理

写真撮影後は速やかに現像、焼き付けし、業務の進行順に写真の余白に説明をつけ整理しておくこと。

4 写 真 帳 等 の 提 出

業務が完了したときは、写真帳を提出すること。

樹木管理業務実施要領

樹木病害虫防除

(1) 一般事項

ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全と対象樹木の薬害に十分注意すること。

イ 散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて、最も効果的な方法で行うこと。

ウ 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すること。

エ 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合し、被害部分を中心にむらなく散布すること。

オ 散布に際しては、風上を背にして風下に向かって行うこと。また来園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。

カ 散布作業は、人体への影響も十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。

(2) 樹木病害虫防除指針

ア 防除対象木〔イチイ〕

a 害虫名〔イチイカタカイガラムシ〕

b 生 態

年1回の発生で、冬の間は体長約 1 ㎜の幼虫が枝や葉にくっついて過ごしている。
この幼虫は背中にクリーム色をした平たく柔らかいカイガラを持っているが、翌春それが成長し、6 月には茶色で半球型の堅いカイガラ(直径約 2.5 ㎜)になる。産卵は 6 月～7 月にカイガラの下側で行い、この卵は 7 月に孵化する。孵化幼虫は体長約 0.5 ㎜で、主にその年に伸びた枝や葉に定着して、幼虫のまま越冬する。

c 防 除 法

本種は堅いカイガラが出来てしまうと、擦り取るぐらいしか防除のしようがない。そのため孵化したての幼虫に対して防除を行う。

(使用薬剤)

MEP(スミチオン)またはイノキサチオン(カルホス)

(散布時期)

幼虫の孵化期間がながいので、5 月から 6 月の間に 2 回行うものとする。

イ 防除対象木〔トチの木〕

a 害虫名〔クスサン〕

b 生 態

年 1 回の発生。越冬した卵は春に孵化し、最初は黒い幼虫が新葉の裏側に群がって食害する。成長するにつれて分散して食害するようになり、老齢(本園では 6 月下旬)になると暴食する。幼虫は齢期によって体色が変わり、終齢では背面が青白色になって、スカシダワラと呼ばれる繭をつくる。(幼虫期間約 2 ヶ月)成虫は秋に発生し、枝や幹に産卵する。

c 防 除 法

(使用薬剤)

MEP(スミチオン)

(散布時期)

概ね 5 月から 6 月の間に 2 回行うものとし、幼虫の孵化の時期を観察して行う。

ウ 防除対象木〔ブンゲンストウヒ〕

a 害虫名〔ドイツトウヒマダラメイガ〕

b 生 態

年 1 世代、若齢幼虫のときに葉内に潜って越冬する。
幼虫は集団で虫糞と枯葉をつづって巣を作る。食害は 5～6 月に大きくなり、巣も目立つようになる。巣の中で繭を作り蛹になる。成虫は 6 月中旬～7 月下旬に孵化する。

c 防除法

幼虫期間は虫糞と枯葉をつづった巣の中で生活するため、薬剤による防除はあまり効果がみられなかった。そのため、成虫孵化時期を中心とした防除を試みることとする。

(使用薬剤)

MEP(スミチオン)

(散布時期)

概ね 5 月から 6 月の間に 2 回行うものとし、観察の結果により行う。

エ 防除対象木〔フジの木〕

a 害虫名〔マイマイガ〕

b 生 態

樹幹などに生まれた卵で越冬し、幼虫は風に乗って分散して広がります。

5～6 月ころには5cm以上に達する大きさとなり、葉を食害して丸坊主にしてしまいます。

c 防除法

目につく幼虫を捕殺する。

(使用薬剤)

MEP(スミチオン)

(散布時期)

概ね5月 1 回、6 月 1 回を予定し、観察の結果により行う。

オ 防除対象木〔しだれ桜〕

a 害虫名〔マイマイガ〕

b 生 態

樹幹などに生まれた卵で越冬し、幼虫は風に乗って分散して広がります。

5～6 月ころには5cm以上に達する大きさとなり、葉を食害して丸坊主にしてしまいます。

c 防除法

目につく幼虫を捕殺する。

(使用薬剤)

MEP(スミチオン)

(散布時期)

概ね5月 1 回、6 月 1 回を予定し、観察の結果により行う。

(3) 病害虫防除薬剤散布数量

ア イチイ(円錐 H=2m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
カルホス乳剤	500ml×4 本	1回当
展 着 剤	100ml×6 本	1回当

イ トチの木(H=5m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×20 本	1回当
展 着 剤	100ml× 6 本	1回当

ウ プンゲンストウヒ(H=5m内外)

薬 剤 名	散 布 量	備 考
スミチオン	100ml×15本	1回当
展 着 剤	100ml× 4 本	1回当

エ フジの木(H=5m以上)

薬剤名	散布量	備考
スミチオン	100ml×2本	1回当
展着剤	100ml×1本	1回当

オ しだれ桜(H=5m内外)

薬剤名	散布量	備考
スミチオン	100ml×2本	1回当
展着剤	100ml×1本	1回当

樹木病虫害防除数量内訳表

区　分	南北園路、北口駐車場、ハイウェイオアシス入口				南口駐車場、ハイウェイオアシス駐車場				南口駐車場、池周辺				規　格・寸　法
樹　木　名	本　数	回数	単　価	金　額	本　数	回数	単　価	金　額	本　数	回数	単　価	金　額	
プンゲンストーヒ	200	2		0									
ｲﾁｲ(円錐仕立て)					224	2		0					
トチの木									121	2			
フジの木									6	2			
シダレ桜									9	2			
小　計	200				224				136				
合　計	本　数　560　本												

決　定　書

表示・施行上の注意　　発送スタンプ	文書番号　　第　　号
	施　行　令和　　年　　月　　日
	決　議　令和　　年　　月　　日
	起　案　令和　　年　　月　　日

理事長	常務理事	事務局長 兼所長	課長	合議	担当課	
						担当

標　題　草刈り業務の委託について

このことについて、次のとおり草刈り作業を委託する。

記

1 業務内容　別紙仕様書に示す草刈り作業

2 契約期間　令和８年６月　日 ～ 令和８年８月　日

3 契約の方法　随意契約 「契約に関する事務取扱要領」第４条

4 依頼先

5 契約金額　金　　円(うち消費税及び地方消費税の額　　円)

6 契約書等　省略する「契約に関する事務取扱要領」第８条第１項第１号による

7 支出科目　大)子どもの国事業費支出　　中)手数料支出

8 添付書類　業務積算書、見積書

9 完了確認　依頼した内容のとおり完了したことを確認した。

令和　年　月　日　　公園管理課